

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）

2008年4月から75歳以上のすべての高齢者と65～74歳で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度の加入者となる。

保険者は都道府県単位の広域連合となる。

保険料について厚生労働省は、全国平均で月6,200円・年額74,400円と発表しているが、大阪の高齢者医療費は全国で3番目に高く、保険料は全国平均より相当高くなるだろうと言われている。

すでに大阪の介護保険料徴収では被保険者の2割が普通徴収で、そのうち2割の人が滞納しており、当然後期高齢者医療制度保険料でも多くの滞納者が生まれることが予想される。

後期高齢者医療制度では1年間保険料を滞納すると保険証にかわって資格証明書が発行され、さらに1年半滞納すると医療給付差し止めという厳しいペナルティが待っている。

さらに医療内容は別建ての診療報酬になるといわれており、治療が制限されるなど、十分な医療が受けられなくなる可能性がある。

については国に対し、以下のように強く要望する。

記

1. 年齢によって治療内容が制限されることがないよう、これまで通り必要な医療が受けられるようにすること。
2. 高齢者の生活実態に即した保険料とし、資格証明書発行や給付差し止めを行わないこと。
3. 高齢者はじめ国民、自治体の意見をよく聞き、来年4月から制度を拙速にスタートさせるのではなく、延期も含め検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年9月 日

摂津市議会

(日本共産党提出)